綾瀬市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 綾瀬スマートインターチェンジ周辺地区照合表(沿道地区)

行 為	の場所	綾瀬市			
地区の区分		h区	□B地区	確認事項	照合欄
建築物等の用途の制限	次 (1) 全 所 に 3 対 を 所 を 所 を 所 を 所 を 所 を 所 を の (3 類 0 (4)) ら	 は に で で で で で で で で で で で で で で で で で で	(1) (2) 屋がい。 (1) ならかい。 (1) ならかい。 (1) ならかい。 (2) 屋がい。 (2) 屋がい。 (2) 屋がい。 (2) 屋がい。 (2) 屋がいる (2) 屋がいる (2) 屋がいる (2) 屋がいる (3) といって (3) といって (3) といって (4) といって (5) といって (5) といって (5) といって (6) といって (6) といって (7) ならがいる (7) ならがいる (7) ならがいる (8) といって (7) ならがいる (9) はいって		適
建築物等の高さの最高限度	絶対高:16m ただし、地区計画の決定の告示の日に、現に存する建築物について、16mを超えるものは、この限りではない。			② m	適不適
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の 制限	建築物の屋根及び外壁の色彩並びに屋外の広告物の色彩、大き さ及び形状は、周囲の景観と調和したものとする。			③ 屋根: 外壁:	適不適
垣又は柵の構 造の制限	1 道路に面する部分に設ける場合は、生け垣又は透視可能なものの内側に植栽帯を設けたもの2 隣地に面する部分に設ける場合(ガソリンスタンド等で関係法令により設置が義務付けられているものを除く。)は、生け垣又は透視可能なもの3 前2項の規定は、フェンス等の基礎で、高さ0.4m以下のもの及び門柱その他これに類するもので長さ1.5m以内のものはこの限りでない。			4	適不適
照合結果	□ 適□ 不適 抵係	触規定()	
備考	適用除外・緩和	規定等	□ 有()	□ 無
照合者	職名	氏	名		

備考: 太枠内のみ記入してください。 確認事項欄の記載方法: ①には建築物等の用途 ②の欄には数値 ③④には計画概要を記入してください